

藤枝市ビオトープ認定制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤枝市補助金交付規則（平成17年藤枝市規則第2号。以下「規則」という。）及び藤枝市ビオトープ認定制度実施要綱に基づき、認定されたビオトープに対し、保全活動等の充実を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、藤枝市ビオトープ認定制度実施要綱に基づき認定を受けた者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1)生物保全型認定に係る生態系の保全及び維持管理に関する取組
- (2)環境教育型認定に係る環境学習及び体験活動に関する取組

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に掲げる事業の実施に直接要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1)苗木、草花、種子その他生物の生息環境の整備に要する資材費
- (2)木材、土壌、石材その他ビオトープ整備に要する資材費
- (3)看板、案内板その他普及啓発に要する資材費
- (4)環境学習、体験活動の実施に要する消耗品費及び教材費
- (5)活動にあたっての熱中症対策に要する消耗品費
- (6)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1)人件費
- (2)飲食費
- (3)施設の新設又は大規模改修に要する経費
- (4)土地の取得又は賃借に要する経費
- (5)その他市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費以内とし、次の各号に掲げる区分ごとに1万円を上限とする。

- (1)生物保全型認定に係る事業 1万円

(2)環境教育型認定に係る事業 1万円

2 総合認定を受けた者については、前項各号に掲げる区分ごとに補助金の交付を受けることができる。

3 同一年度における補助金の交付は、第1項各号に掲げる区分ごとに1回を限度とする。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる事業は、当該年度内に実施し、完了するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、藤枝市ビオトープ認定制度補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 総合認定を受けた者が複数の区分について申請するときは、それぞれの区分ごとに申請内容を明確にしなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、藤枝市ビオトープ認定制度補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(変更承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ藤枝市ビオトープ認定制度補助金変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助目的及び事業効果に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、藤枝市ビオトープ認定制度補助金変更承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに藤枝市ビオトープ認定制度補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出

しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業実施状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認め
たときは、補助金額を確定し、補助金交付確定通知書（第 6 号様式）により通
知するものとする。

(請求)

第 1 2 条 前条の通知を受けた者は、当該通知を受領した日から起算して 1 0 日
を経過した日までに振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳、キャッシ
ュカード等）を添えて請求書（第 7 号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。